

1 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会の目的

- 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会は、4自治体が当面する共通の諸課題への共同のアプローチによって、より効果的な問題解決を図るとともに、広域的行政課題に対する行政効率を具体的に向上させていくことを目的としている。

2 提案趣旨

- 神奈川県域は、成長産業の創出・育成や再生可能エネルギー等の導入など、首都圏だけでなく国の成長戦略における重要な役割を担っているが、一方で総人口は平成30年をピークに減少が見込まれており、県西部における人口減少や大都市部における高齢化率の上昇など、様々な課題を抱えている状況にある。
- 今後見込まれる人口減少・少子高齢化社会において、限られた資源を有効活用し、真に必要なサービスを必要な人に確実に届けていくためには、広域自治体である県と大都市及び基礎自治体である3指定都市の役割分担を明確化し、行政効率を向上させていく必要がある。

【参考：地方自治法における自治体の役割】

市 町 村：地域における事務（法第2条第3項）

※市町村の区域における住民に身近な行政を総合的に担う

都道府県：広域事務、連絡調整事務、補完事務（法第2条第5項）

※市町村の区域を超える事務、市町村等との連絡調整、地域事務の補完を行う

3 検討の方向性

- 県・横浜・川崎・相模原市間の連携及び役割分担の具体的なイメージ

- ① 広域で行うことが適切な施策について、県域における **取組の広域化・最適化** を検討するもの
 - ② 指定都市は行政課題への対応に向けた **実態把握** を行い、県は取組を充実させるための **全体調整** を行うもの
 - ③ 県と指定都市間で災害時などにおける **広域的な連携体制を構築** するもの
- ⇒ これらの方向性により、施策連携及び役割分担の明確化を推進

4 具体的な検討例

● 救急医療電話相談の拡充【取組の広域化・最適化】

【課題】：持続可能な救急医療体制の確保に向けた取組の広域化・最適化について

- 救急医療分野における広域連携の推進に向け、横浜市が実施中の救急電話相談事業（緊急度を判定し、結果に基づき医療機関の案内や119番への転送を行う）での周辺自治体からの入電状況等も踏まえ、県と指定都市の連携による取組の広域化・最適化について検討する。

● 医療的ケアへの対応【実態把握と全体調整】

【課題】：医療的ケアへの対応に向けた支援体制の強化に向けた取組について

- 現在、小中学校等における医療的ケア児（たんの吸引・経管栄養等）への対応について、指定都市による看護師の巡回や配置、県による特別支援学校の看護師による支援計画づくりの検討などが行われている。
- 医療的ケアを必要とする者への支援に向け、学校における支援体制を充実させていくとともに、地域における対象者を把握し、適切な支援を実施していくために、県と指定都市の連携による支援体制の強化に向けた取組について検討する。

● 災害時の医療供給体制の確保【広域的な連携体制の構築】

【課題】：特に医療的配慮を必要とする住民の広域的な救護体制の構築について

- 災害時には、医療需要が増大する一方で、医療機関や医薬品など供給できる医療資源が不足する状況になることから、人工透析や在宅酸素など特に医療的配慮を必要とする者への対応について、県と指定都市の連携による、実効性ある広域的な救護体制の構築について検討する。

【効果】

具体的な課題について、県と指定都市の事業・施策に関する取組事例を積極的に共有するとともに、県と指定都市の連携及び役割分担等を明確化することで、行政効率を向上させ、県域を取り巻く環境変化や様々な課題に的確に対応する。

救急相談センター#7119（救急安心センター事業）

○住民が急なけがや病気をした際、すぐに救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診すべきか等の相談に対して、専門家から電話でアドバイスを受けることができる窓口

【横浜市の事業イメージ】



※現在、県内で#7119を実施しているのは横浜市のみ。

※専門家による相談を伴わない医療機関案内のみのサービスは、川崎市、相模原市をはじめ、各市町村で実施している。

検討課題：持続可能な救急医療体制の確保に向けた取組の広域化・最適化

県の役割

- 県内の医療・救急資源の最適化（持続可能な救急医療体制の確保）の検討
- #7119の広域化の必要性の検討・市との協議（#7119は都道府県内で1番号のみの割り当て）

メリット及び
課題の検証

指定都市の役割

- 救急医療情報の提供
- かかりつけ医の普及促進
- #7119の活用等により、救急患者を円滑に医療につなぐ取組を多面的に検討

② 医療的ケアへの対応

医療的ケアの現状

- 現在、**小中学校等における医療的ケア児（たんの吸引・経管栄養等）への対応**について、指定都市による看護師の巡回や配置、県による特別支援学校の看護師による支援計画づくりの検討などが行われており、**学校における支援体制を充実**させていく必要がある。
- また、地域において**医療的ケアを必要とする対象者を把握し、適切な支援を実施**していく必要がある。
- さらに、**支援体制の強化に向けては、医療的ケアを行う看護師の不足などに対する県内の連携体制の構築**が重要である。

検討課題：医療的ケアへの対応に向けた支援体制の強化

医療的ケアへの対応に向けた支援体制の強化

- 小中学校等における医療的ケア児の**支援体制の充実**
- 医療的ケアを必要とする対象者の把握と適切な支援の実施

指定都市の役割

- 医療的ケアを行う**看護師の育成・確保**

県の役割

- 県内の**安定的な医療体制**の構築
(特別支援学校の看護師による支援計画づくりの検討)

③災害時の医療供給体制の確保

災害時に医療的配慮を必要とする住民等への対応



検討課題：特に医療的配慮を必要とする住民等の広域的な救護体制の構築

県の役割

- ① 県域の医療的配慮が必要な人の実態について **平時から市と連携して把握**
- ② 県内が被災地となった場合の対象者の搬送体制、**長期的医療支援体制等**を検討

連携

指定都市の役割

- ① 市内の医療資源を有効かつ適切に活用できるよう、**協定など様々な方策を検討**
- ② 市域外への搬送に向けた**連携体制の構築等**について検討